

(2) 事実の発生したときから30日以内 《法第11条第1項》

30日
以内

届出書様式及び添付書類	閲覧	確認資料等
E 商号又は名称 p269		
①変更届出書（様式第22号の2）	○	
②登記事項証明書（法人の場合）	×	
③営業の沿革（様式第20号）	○	
F 営業所の名称・所在地（住居表示の変更を含む） p270		
①変更届出書（様式第22号の2）（+第二面）	○	※所在地の変更に係る場合は、営業所の実態の確認書類を添付 p181 ※従たる営業所変更の場合は第二面も必要 ※②は名称の変更、従たる営業所に係る変更及び住居表示の変更の場合は不要
②主たる営業所への略図	○	
③登記事項証明書	×	
④営業の沿革（様式第20号）	○	
G 営業所の新設 p271		
・変更届出書（様式第22号の2） + 第二面	○	・B、Dの届出書類 ・営業所の実態の確認書類 p181
H 営業所の廃止 p272		
①変更届出書（様式第22号の2） + 第二面	○	・Bの届出書類
②建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第11号）	○	
I 営業所の業種追加 p273		
・変更届出書（様式第22号の2） + 第二面	○	・Bの届出書類
J 営業所の業種廃止 p274		
・変更届出書（様式第22号の2） + 第二面	○	・Bの届出書類
K 資本金額 p275		
①変更届出書（様式第22号の2）	○	・Lの届出書類（株主等が変更する場合）
②株主（出資者）調書（様式第14号）	×	
③登記事項証明書	×	
④営業の沿革（様式第20号）	○	
L-1 役員等の就任 p277		
①変更届出書（様式第22号の2）	○	・Aの届出書類（経管変更が伴う場合） ・印鑑証明書の写し ・「役員等氏名一覧表（県様式）」p292 ※役員変更届が法定期限内（変更後30日以内）であり、かつ、許可申請書と同時に提出された場合には、当該新任役員についての「登記されていないことの証明書・身分証明書」の添付は1通で可。
②役員等の一覧表（別紙一）	○	
③誓約書（様式第6号）	○	
④許可申請者の住所、生年月日等に関する調書（様式第12号）	×	
⑤登記事項証明書	×	
⑥登記されていないことの証明書・身分証明書（株主等は除く）	×	
L-2 代表者の変更・役員等の氏名（改姓等） p277		
①変更届出書（様式第22号の2）	○	・Aの届出書類（経管変更が伴う場合） ※株主等にあっては提出不要
②役員等の一覧表（別紙一）	○	
③登記事項証明書	×	
L-3 役員等の辞任 p277		
①変更届出書（様式第22号の2）	○	・「役員等氏名一覧表（県様式）」p292
②役員等の一覧表（別紙一）	○	
③登記事項証明書	×	
M 個人業者又は支配人の氏名（改姓等） p279		
①変更届出書（様式第22号の2）	○	・Aの届出書類（経管変更が伴う場合） ※改姓・改名は戸籍謄本又は住民票の写しを提示
②役員等の一覧表（別紙一）	○	
③建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第11号）（支配人の場合）	○	
④登記事項証明書（支配人の場合）	×	